

労働安全衛生法に基づく厚生労働省ストレスチェックによる 保育者のストレス構造

金城 悟

Stress Structure of Nursery School Teachers:
Results of the Stress Test Based on the Industrial Safety and Health Act Created
by the Ministry of Health and Welfare

Satoshi KINJO

I はじめに

現在、わが国には約10万人の幼稚園教諭と約40万人の保育士が保育者として日々の保育に従事している。保育者の業務は一般の事務職と比較して業務範囲が広く複雑で身体的・精神的負担が大きいことが先行研究で指摘されている。保育者の身体的・精神的健康に関する研究は、1970年代から本格的に取り組まれるようになった。1970年代から1980年代は労働負担という視点から身体的健康に関する分析が中心となり、保育者は他の職種と比較して頸肩腕障害・腰痛が特徴的に発生することが明らかにされた(田中・徳永, 1974; 越河・吉竹・飯田, 1976; 細川, 1983; 車谷, 1984)。1990年代においても同様の結果が得られ(金城, 1998)、2000年には東大阪保育士健康裁判で保育者の頸肩腕障害・腰痛が職業病(公務災害)として認定されるという判決が出た(細川, 2001)。保育者の身体的健康の特性のひとつとして頸肩腕障害・腰痛があることが確定されたといえよう。1980年代以降、心理尺度を用いて保育者の精神的健康を分析した研究結果が報告されるようになった。光岡・水田(1980)は、蓄積的疲労兆候インデックス(CFSI)を用いて保育者の疲労パターンとして一般的疲労感が最も高く、つぎに精神的不安徴候が高いことを指摘した。嶋崎(1995)は、日本語版一般健康調査30項目版(GHQ-30)を用いて精神健康尺度得点を分析した結果、保育者の44.7%が精神健康状態が不良であることを報告した。保育者のストレス状況を分析した研究は、村田(1996)、上村・七木田(2006)、山城・上地・嘉数(2006)、西坂(2006)、磯野・鈴木・山崎(2008)、赤田・滋野・小正・友久(2009)、金城(1998, 2006, 2007, 2008, 2009, 2011)、木村・赤川(2016)など多数報告されている。さらに、保育者のバーンアウトの面から検討した研究(小林・箱田・小山・小山・栗田, 2006; 宮下, 2010など)、保育者効力感に関する研究(三木・桜井, 1998; 西坂, 2002; 前田・金丸・畑田, 2009など)、職場環境との関連性(池田・大川, 2012)など、さまざまな視点から保育者の精神的健康を分析した研究結果が報告されている。保育者の精神的健康を測定する尺度の開発も実施されるようになった(岡田・齋藤・中嶋, 2001; 斎

木・中川, 2008; 赤田, 2010 など)。

近年の保育者の業務は、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の急激な変化や幼稚園・保育所(園)及び保育者の役割や機能に対する保育ニーズの変化により、複雑化・多様化している。核家族化や共働き家庭の増加に伴い、保育サービスを必要とする家庭が増えている。現在の保育サービスは、保護者の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を支援する目的で、多様な保護者のニーズに対応したさまざまな形態のサービスが行われている。保育所(園)では、一時保育、延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、障がい児保育などが実施され、幼稚園においても延長保育や預かり保育など保育所(園)と重なるサービスが実施されている。また、子どもを預かり育てるといった基本的な機能以外に、子ども集団の中で遊びを体験し社会性を育む場、ピアノ・英語・スポーツなど習い事のできる場、子育て不安など相談ができる場、保護者同士のコミュニケーションが図られる場、地域社会と結びつく場、幼保小連携、など保護者や地域からのさまざまなニーズに対応した機能を備える必要性も出現している。家庭や地域社会の子育て支援機能が低下する中、保育者自身の役割も変化している。例えば保育士は従来型の「親に代わり子どもを預かり健康に育てる」という機能(ケアワーク機能)だけではなく、保護者の育児ストレス、育児不安や家庭環境の調整などに対応する機能(カウンセリングやソーシャルワーク機能)を果たすことが求められている。すなわち、保育者は、地域社会の子育て支援機能の低下の中で孤立しがちな保護者や家族を支援するソーシャルサポートのひとつとして位置付けられているといえる。このことは幼稚園教諭においても同様である。

このように近年の保育者を取り巻く環境や保育者の役割の急激な変化は、保育者の労働負担を軽減する方向ではなく、これまで以上に身体的健康や精神的健康に影響を及ぼす方向に進んでいる。保育者の身体的健康・精神的健康に関する研究は今後も継続して行う必要がある。

これまで労働者の身体的・精神的健康を測定する公的な尺度は法律で規定されていなかったが、2015年12月から国が定めたストレスチェックを毎年1回、すべての労働者に対して実施することが義務付けられた(常時50人以上の労働者を使用する事業場は実施義務、50人未満の場合は当分の間努力義務)。これは、2014年に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)により制定されたものである。この制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること(一次予防)を主な目的としている(厚生労働省, 2016)。

厚生労働省が制定したストレスチェック制度では、ストレスを測定する尺度として57項目で構成された「職業性ストレス簡易調査票(表1)」が用いられる。職業性ストレス簡易調査票は領域A-C 18因子と領域D 2項目で構成されている(表2)。国が定めたストレスチェック制度の制定により、2016年以降、保育者の身体的・精神的健康に関する基礎的データの蓄積は飛躍的に進むと考えられる。

著者は、ストレスチェック制度が2015年12月に義務付けられる以前に職業性ストレス簡易調査

表1 職業性ストレス簡易調査票 (57項目版)

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	そ う だ	そ ま う あ だ	ち や が や う	ち が う
1. 非常にたくさん仕事をしなければならない-----	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない-----	1	2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない-----	1	2	3	4
4. かなり注意を集中する必要がある-----	1	2	3	4
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ-----	1	2	3	4
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない-----	1	2	3	4
7. からだを大変よく使う仕事だ-----	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる-----	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる-----	1	2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる-----	1	2	3	4
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない-----	1	2	3	4
12. 私の部署内で意見のくい違いがある-----	1	2	3	4
13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない-----	1	2	3	4
14. 私の職場の雰囲気は友好的である-----	1	2	3	4
15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない-----	1	2	3	4
16. 仕事の内容は自分にあっている-----	1	2	3	4
17. 働きがいのある仕事だ-----	1	2	3	4

B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	な ほ か つ ん た ど	と あ き つ ど た き	し あ ぼ っ し た ば	ほ い と つ ん も ど あ つ た
1. 活気がわいてくる-----	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ-----	1	2	3	4
3. 生き生きする-----	1	2	3	4
4. 怒りを感じる-----	1	2	3	4
5. 内心腹立たしい-----	1	2	3	4
6. イライラしている-----	1	2	3	4
7. ひどく疲れた-----	1	2	3	4
8. へとへとだ-----	1	2	3	4
9. だるい-----	1	2	3	4
10. 気がはりつめている-----	1	2	3	4
11. 不安だ-----	1	2	3	4
12. 落ち着かない-----	1	2	3	4
13. ゆううつだ-----	1	2	3	4
14. 何をするのも面倒だ-----	1	2	3	4
15. 物事に集中できない-----	1	2	3	4
16. 気分が晴れない-----	1	2	3	4
17. 仕事が手につかない-----	1	2	3	4
18. 悲しいと感じる-----	1	2	3	4
19. めまいがする-----	1	2	3	4
20. 体のふしぶしが痛む-----	1	2	3	4
21. 頭が重かったり頭痛がする-----	1	2	3	4
22. 首筋や肩がこる-----	1	2	3	4
23. 腰が痛い-----	1	2	3	4
24. 目が疲れる-----	1	2	3	4
25. 動悸や息切れがする-----	1	2	3	4
26. 胃腸の具合が悪い-----	1	2	3	4
27. 食欲がない-----	1	2	3	4
28. 便秘や下痢をする-----	1	2	3	4
29. よく眠れない-----	1	2	3	4

C あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	非 常 に	か な り	多 少	全 く な い
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司-----	1	2	3	4
2. 職場の同僚-----	1	2	3	4
3. 配偶者、家族、友人等-----	1	2	3	4
あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？				
4. 上司-----	1	2	3	4
5. 職場の同僚-----	1	2	3	4
6. 配偶者、家族、友人等-----	1	2	3	4
あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいいきいてくれますか？				
7. 上司-----	1	2	3	4
8. 職場の同僚-----	1	2	3	4
9. 配偶者、家族、友人等-----	1	2	3	4
D 満足度について				
	満 足	満 ま あ 足	不 や 満 や 足	不 満 足
1. 仕事に満足だ-----	1	2	3	4
2. 家庭生活に満足だ-----	1	2	3	4

表2 職業性ストレス簡易調査票の構成因子

<領域A> 17項目

【ストレスの原因と考えられる因子】

- ・心理的な仕事の負担（量） N1-N3
- ・心理的な仕事の負担（質） N4-N6
- ・自覚的な身体的負担度 N7
- ・職場の対人関係でのストレス N12-N14
- ・職場環境によるストレス N15
- ・仕事のコントロール度 N8-N10
- ・仕事の適性度 N16
- ・働きがい N17

<領域B> 29項目

【ストレスによっておこる心身の反応】

- ・活気 N1,N2,N3
- ・イライラ感 N5-N6
- ・疲労感 N7-N9
- ・不安感 N10-N12
- ・抑うつ感 N13-N18
- ・身体愁訴 N19-N29

<領域C> 11項目

【ストレス反応に影響を与える他の因子】

- ・上司からのサポート N1, N4, N7
- ・同僚からのサポート N2, N5, N8
- ・家族・友人からのサポート N3, N6, N9
- ・仕事や生活の満足度 N1, N2

票（57項目版）を用いて保育者のストレスを測定した。本研究は、職業性ストレス簡易調査票（57項目版）から得られた保育者のストレスの特長について報告する。

II 方法

(1) 調査対象者

関東地方及び中部地方に在する保育所に勤務する保育者163名を対象とした。調査協力者はすべて女性で年齢は21歳から60歳（平均42.39歳）、保育経験年数は1年～39年（平均16.3年）である。

(2) 調査方法

「職業性ストレス簡易調査票（57項目版）」を測定尺度として用いた。2014年～2015年の期間に保育者を対象に調査を実施した。調査票は、保育所への郵送及び保育研修会における会場内配布の2つの方法で配布した。

(3) ストレスチェックの定義

厚生労働省（2016）は、ストレスチェックの定義を「労働安全衛生法第66条の10第1項の規定によるストレスチェックは、調査票を用いて、規則第52条の9第1項第1号から第3号までに規定する次の3つの領域に関する項目により検査を行い、労働者のストレスの程度を点数化して評価するとともに、その評価結果を踏まえて高ストレス者を選定し、医師による面接指導の要否を確認するものをいう。

- ① 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- ② 心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- ③ 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

と規定している。

本研究は、「職業性ストレス簡易調査票（57項目版）」を保育者に実施しその結果をまとめるものとし、この定義のうち、「医師による面接指導の要否を確認するものをいう」は本研究に適用しないものとする。

(4) 個人情報保護及び倫理的配慮

本調査は保育者研修会に参加した保育者を対象に実施した。保育者に対しては、調査は任意であること、調査票及び返送用封筒は無記名となっており、勤務先及び個人が特定されることはないこと、自由記述に個人が特定される情報が記載されている場合は論文等に公表しないこと、返送された調査票は回答が数値化され、元の調査票は破棄されることを説明した。また、調査で得られたデータは統計処理し、分析結果をまとめて論文・研修会等の形で社会に公表し、保育者に還元することを伝えた。調査票に回答し著者へ返送した保育者は、本研究の目的を理解し、本人の自由意志で本研究に協力したものとする。

Ⅲ 結果と考察

(1) 領域A、B、Cの分析

領域A、B、Cの各項目の選択肢について回答率を算出した。領域A（ストレスの原因と考えられる因子）の結果を表3に示す。表3から保育者の100%近くが心理的な仕事の負担（量）、心理的な仕事の負担（質）を感じており、身体的負担感を感じる割合も100%近いことがわかる。一方、働きがいのある仕事だと感じている割合も100%近い値を示しており、仕事の内容は自分に合っていると感じる割合は約8割となっている。これらのことから保育者は保育職に適性を感じており自らの仕事を働きがいがあるとポジティブに評価しているが、身体的・心理的な負担感を強く抱えていることがわかる。

領域B（ストレスによっておこる心身の反応）の項目のうち、有訴率の高い項目を表4に示す。この結果から、保育者の約7割は強い疲労感を感じていることがわかる。「B22：首筋や肩がこる」は約6割の有訴率となっている。この結果は保育者の労働災害（職業病）として知られている頸肩腕障害の可能性を示唆するものであり、腰痛の有訴率と併せて詳細な検討が必要である。

領域C（ストレス反応に影響を与える他の因子）の分析の結果（表5）、家族・友人から得られるサポートが最も高く、つぎに同僚からのサポート、上司からのサポートであった。この結果は、保育者のストレスの高低に家族・友人から得られるサポートの強さが影響することを示唆するものと考ええる。

(2) 3因子の分析

職業性ストレス簡易調査票（57項目版）は、【ストレスの原因と考えられる因子（9項目）】、【ストレスによっておこる心身の反応（6項目）】、【ストレス反応に影響を与える他の因子（4項目）】に分類されている。要因ごとに保育者群の平均値と標準偏差を算出し、全国（標準集団）の結果と比較した（表6）。全国平均のデータは東京医科大学衛生学公衆衛生学分野（2016）がホームページ上で公開しているデータを用いた（被調査者は全員女性）。ウェルチ（Welch）の方法により全国群（標準集団）と保育者群の2群の平均値の差の検定を行った。

1) ストレスの原因と考えられる因子の分析

心理的な仕事の負担量と心理的な仕事の負担質はいずれも全国平均より保育者は有意に高い値を示すことがわかった。この結果は、保育者は全国平均より仕事の負担感が量的にも質的にも高いことを示している。自覚的な身体的負担についても全国平均より有意に高い値を示した。職場の対人関係のストレスと職場環境によるストレスは全国平均より有意に低い傾向にあった。保育者のストレス研究では職場の対人関係のストレスが高いことが指摘されている（宇佐美ら，2015）が、本研究の結果はさらなる検証が必要である。仕事のコントロールに関し、2群間の有意差は認められなかった。技能の活用度は保育者が有意に高い値を示した。仕事の適性度と働きがいに関し保育者は全国平均より高い値を示しており、保育者は保育の仕事に適性を有していると自覚し、働きがいを

表3 領域A（ストレスの原因と考えられる因子）

	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
1 非常にたくさんの仕事をしなければならない	58.3	38.0	3.7	0.0
2 時間内に仕事が処理しきれない	60.1	31.9	6.7	1.2
3 一生懸命働かなければならない	62.0	34.4	2.5	1.2
4 かなり注意を集中する必要がある	53.4	39.9	6.7	0.0
5 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ	37.4	54.0	8.6	0.0
6 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない	40.5	49.1	9.2	1.2
7 からだを大変よく使う仕事だ	62.6	31.3	5.5	0.6
8 自分のペースで仕事ができる	4.9	25.8	47.9	21.5
9 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる	14.7	45.4	29.4	10.4
10 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	13.5	59.5	20.9	6.1
11 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない	3.1	14.7	52.1	30.1
12 私の部署内で意見のくい違いがある	6.1	28.2	46.0	19.6
13 私の部署と他の部署とはうまが合わない	2.5	8.0	55.8	33.7
14 私の職場の雰囲気は友好的である	30.1	60.1	8.0	1.8
15 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない	6.7	25.2	37.4	30.7
16 仕事の内容は自分にあっている	23.9	60.7	12.9	2.5
17 働きがいのある仕事だ	50.3	44.8	3.7	1.2

※選択肢の数値は%

表4 領域B（ストレスによっておこる心身の反応）

	有訴率（%）
1 B07：ひどく疲れた	71.2
2 B22：首筋や肩がこる	59.5
3 B10：気がはりつめている	58.3
4 B08：へとへとだ	54.6
5 B24：内心腹立たしい	53.3
6 B09：だるい	50.9
7 B23：腰が痛い	48.4

表5 領域C（ストレス反応に影響を与える他の因子）

		肯定的 (%)	否定的 (%)
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？	1. 上司	47.9	52.1
	2. 職場の同僚	79.2	20.8
	3. 配偶者、家族、友人等	87.2	12.8
あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？	4. 上司	59.5	40.5
	5. 職場の同僚	67.5	32.5
	6. 配偶者、家族、友人等	74.3	25.7
あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいいきいてくれますか？	7. 上司	59.5	40.5
	8. 職場の同僚	68.8	31.2
	9. 配偶者、家族、友人等	87.7	12.3

表6 3因子19項目の全国平均値と保育者の平均値の比較

	全国(標準集団) N=15933		保育者 N=163		
	平均値	SD	平均値	SD	
【ストレスの原因と考えられる因子】					
1 心理的な仕事の負担（量）	7.9	2.2	10.6	1.5	*
2 心理的な仕事の負担（質）	8.0	2.0	10.0	1.5	*
3 自覚的な身体的負担度	2.0	1.0	3.6	0.6	*
4 職場の対人関係でのストレス	6.3	1.9	5.8	1.6	*
5 職場環境によるストレス	2.5	1.0	2.1	0.9	*
6 仕事のコントロール度	7.2	2.1	7.4	2.3	n.s.
7 技能の活用度	2.7	0.9	3.1	0.8	*
8 仕事の適性度	2.7	0.8	3.1	0.7	*
9 働きがい	2.6	0.9	3.4	0.6	*
【ストレスによっておこる心身の反応】					
1 活気	6.4	2.3	8.3	1.9	*
2 イライラ感	7.0	2.4	6.4	2.2	*
3 疲労感	7.1	2.5	8.1	2.6	*
4 不安感	6.2	2.3	6.5	2.2	n.s.
5 抑うつ感	10.9	3.9	10.6	4.0	n.s.
6 身体愁訴	20.8	5.7	20.8	5.9	n.s.
【ストレス反応に影響を与える他の因子】					
1 上司からのサポート	6.6	2.1	8.0	2.1	*
2 同僚からのサポート	8.2	2.0	8.9	2.0	*
3 家族・友人からのサポート	10.3	1.8	10.0	1.9	n.s.
4 仕事や生活の満足度	5.5	1.3	5.9	1.2	n.s.

* p < .01

感じていることが判明した。

2) ストレスによっておこる心身の反応の分析

表6の結果から、保育者は全国平均と比較し、有意に活気に満ち溢れていると自覚しているが、イライラ感と疲労感が全国平均より有意に高いことが分かった。不安感、抑うつ感、身体愁訴において2群間の有意差は認められなかった。

3) ストレス反応に影響を与える他の因子

ソーシャルサポートに関する分析結果では、家族・友人からのサポートは有意差が認められず全国平均と変わりはない。上司からのサポートと同僚からのサポートは全国平均より有意に高い値を示した。この結果は、保育者の仕事と同僚や上司と共同作業を行う場面が多く、コミュニケーションの必要性が高いことを反映しているものと考えられる。仕事や生活の満足度に2群間で有意差は認められなかった。

(3) 「高ストレス者」の分析

職業性ストレス簡易調査票は（57項目版）ストレスの高い労働者（高ストレス者）を検出することが可能となっている。高ストレス者の条件である①領域Bの合計点数が77点以上が21人、②領域AとCの合算の合計点数が76点以上かつ領域Bの合計点数が63点以上の被調査者は5人であった。この結果から今回、調査対象となった保育者の約2割が厚生労働省ストレスチェックによる「高ストレス者」に該当することが判明した。

ストレスチェック制度においては高ストレス者と認定された労働者に対する対応が規定されている。労働安全衛生規則においては「第52条の15法第66条の10第3項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、同項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）を受ける必要があると当該検査を行つた医師等が認めたものであることとする。」とし、厚生労働省（2016）のストレスチェック指針においては「労働安全衛生規則第52条の15の規定に基づき、事業者は、高ストレス者として選定された者であつて、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた者に対して、労働者からの申出に応じて医師による面接指導を実施しなければならない。」と規定されている。職業性ストレス簡易調査票によって高ストレス者と認定された労働者は医師等の面接指導が推奨されている。本研究の結果、保育者の約2割は医師等の専門的なサポートが必要な高ストレスの状態にあると分析された。この結果は、保育者のメンタルヘルスや職場の労働環境の分析と対応策を緊急に検討する必要があることを示唆するものと考えられる。

IV 今後の課題

国のストレスチェック制度はまだスタートしたばかりであり、保育者のストレスに関するデータの蓄積もこれからである。労働者全般を対象にした職業性ストレス簡易調査票が保育者のストレス

の実態を的確に把握し得るものであるかについても詳細な検証が必要である。

ストレスを測定する尺度は複数開発されているが、今後、ストレスチェック制度におけるストレス測定尺度である「職業性ストレス簡易調査票」は働く人々のストレスを測定する標準尺度となると考えられる。長時間労働やパワーハラスメント、過労死、ブラック企業の問題等、現代の労働者を取り巻く環境は多くの課題を抱えている。保育者の仕事も例外ではない。慢性的な保育者不足が社会問題化している中で対人援助職に共通する心理的な負担感の重さや低賃金、労働環境の課題等、ストレスの原因となる要素は多い。

労働者のストレスチェックを国が制定したことは労働者の健康を守る法的根拠が示されたという意味で画期的である。今後、保育者のメンタルヘルス支援を質・量ともに拡充するためにも、保育者を対象としたストレスチェックのデータを蓄積し、他職種のデータとの比較を通して保育者の仕事の特性を分析していくことがますます重要になってくる。

引用文献

- 1) 赤田太郎・滋野井一博・小正浩徳・友久久雄 (2009) : 保育士のストレス要因と保育の労働環境に関する研究—身体的苦痛のストレス、保育上のストレス、家族関係のストレス、精神的健康状態、満足度を通して。龍谷大学教育学会紀要, 8, pp.35-51.
- 2) 赤田太郎 (2010) : 保育士ストレス評定尺度の作成と信頼性・妥当性の検討。心理学研究, 81(2), pp.158-166.
- 3) 細川 汀 (1983) : 保育者の労働負担軽減に関する研究。京都府立大学学術報告 (人文), 35, pp.93-135.
- 4) 細川 汀 (2001) : 東大阪保育士健康裁判大阪地裁の勝訴確定1。現場からの視点に立ちなさい—東大阪市保育者の勝訴 (2000年12月) について—。労働と健康, 27(2), pp.18-20.
- 5) 池田幸代・大川一郎 (2012) : 保育士・幼稚園教諭のストレスサーが職務に対する精神状態に及ぼす影響: 保育者の職務や職場環境に対する認識を媒介変数として。発達心理学研究, 23(1), pp.23-35.
- 6) 磯野富美子・鈴木みゆき・山崎喜比古 (2008) : 保育所で働く保育士のワークモチベーションおよびメンタルヘルスとそれらの関連要因。小児保健研究, 67(2), pp.367-374.
- 7) 越河六郎・吉竹 博・飯田久仁子 (1976) : 保育所保育士の作業と労働負担 (1) 作業時間調査。労働科学, 52(4), pp.203-218.
- 8) 木村直子・赤川陽子 (2016) : 保育士のストレス要因に関する研究—職場でのストレス要因・個人的なストレス要因に着目して—。鳴門教育大学研究紀要, 31, pp.136-145.
- 9) 金城 悟 (1998) : 保育士と幼稚園教諭の身体的疲労に関する研究。東京成徳短期大学紀要, 31, pp.65-69.
- 10) 金城 悟 (2006) : 保育者の自覚的疲労に及ぼす要因の共分散構造分析—多重指標モデルの試み—。東京成徳短期大学紀要, 39, pp.7-11.
- 11) 金城 悟・小野澤 昇・柿澤敏文 (2007) : 児童福祉施設に勤務する保育者の精神的健康について (1) 基本属性の分析。東京成徳短期大学紀要, 40, pp.7-14.
- 12) 金城 悟・小野澤 昇・柿澤敏文 (2008) : 児童福祉施設に勤務する保育者の精神的健康について (2) ストレスサーの分析。東京成徳短期大学紀要, 41, pp.5-86.
- 13) 金城 悟・小野澤 昇・柿澤敏文 (2009) : 児童福祉施設に勤務する保育者の精神的健康について (3) 職業性ストレス簡易調査票の分析。東京成徳短期大学紀要, 42, pp.53-64.
- 14) 金城 悟・安見克夫・中田英雄 (2011) : 保育職の大変さとやりがいに関する保育者の意識構造について—M-GTAによる分析の試み—。東京成徳短期大学紀要, 44, pp.25-44.
- 15) 小林幸平・箱田琢磨・小山智典・小山明日香・栗田 広 (2006) : 保育士におけるバーンアウトとその関

- 連要因の検討. 臨床精神医学, 35(5), pp.563-569.
- 16) 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室 (2016): 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル. 厚生労働省.
 - 17) 車谷典男 他 (1984): 自覚症状からみた保育所保育士の頸肩腕障害に関する研究. 産業医学, 26, pp.389-396.
 - 18) 前田直樹・金丸靖代・畑田惣一郎 (2009): 保育者効力感、社会的スキル及び職務満足感が保育士の精神的健康に与える影響. 九州保健福祉大学研究紀要, 10, pp.17-23.
 - 19) 光岡摂子・水田和江 (1980): 保育者の健康問題-3-山口県の保育者の実態. 宇部短期大学学術報告, 16, pp.77-87.
 - 20) 三木知子・桜井茂男 (1998): 保育専攻短大生の保育者効力感に及ぼす教育実習の影響. 教育心理学研究, 46, pp.203-211.
 - 21) 宮下敏恵 (2010): 保育士におけるバーンアウト傾向に及ぼす要因の検討. 上越教育大学研究紀要, 29, pp.177-186.
 - 22) 村田 努 (1996): 保育者のストレス状況とその要因. 白梅学園短期大学紀要, 32, pp.135-147.
 - 23) 西坂小百合 (2002): 幼稚園教諭の精神的健康に及ぼすストレス、ハーディネス、保育者効力感の影響. 教育心理学研究, 50(3), pp.283-290.
 - 24) 西坂小百合 (2006): 幼稚園教師のストレスと精神的健康に及ぼす職場環境、精神的回復力の影響. 立教女学院短期大学紀要, 38, pp.91-99.
 - 25) 岡田節子・齋藤友介・中嶋和夫 (2001): 保育士の職場環境ストレスサー認知尺度. 保育学研究, 39(2), pp.209-215.
 - 26) 齊木久代・中川香子 (2008): 保育職問題評価尺度作成の試み—保育職満足度、ストレス関連反応との関係. 保育士養成研究, 26, pp.77-86.
 - 27) 嶋崎博嗣 (1995): 保育者の精神健康に関する研究—属性・職務上の背景からの検討. 筑波大学体育科学系紀要, 18, 149-158.
 - 28) 田中博一・徳永力雄 (1974): 保育士の労働と健康. 労働科学, 29(10), pp.18-25.
 - 29) 東京医科大学衛生学公衆衛生学分野 (2016): 職業性ストレス簡易調査票園国データの平均値. http://www.tmu-ph.ac/topics/stress_table.php
 - 30) 上村眞生・七木田 敦 (2006): 保育士が抱える保育上のストレスに関する研究—経験年数及びソーシャルサポートとの関連からの検討. 広島大学大学院教育学研究科紀要, 55, pp.391-395.
 - 31) 宇佐美尋子・西 智子・高尾公矢 (2015): 保育者のストレスに関する研究:女性企業従業員との比較検討, 研究紀要, 26, pp.1-7.
 - 32) 山城真紀子・上地亜矢子・嘉数朝子 (2006): 沖縄県の保育者の職業ストレスと健康についての研究 (2) 公立保育所と認可保育園を対象に. 琉球大学教育学部紀要, 69, pp.207-215.